社会福祉法人円福会役員及び評議員の日当等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人円福会の役員及び評議員の報酬、日当及び交通費実費弁償等 (以下日当等という) について定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤する理事の身分及び日当等)

- 第3条 理事が常勤する場合の処遇上の取り扱いは、常勤嘱託として取り扱い、日当等の額は別表1のとおりとし、手当等は給与規程を準用するものとする。また、社会保険等に加入することができる。
 - 2 職員であって理事を兼ねる場合は、職員として取り扱い、本規程は適用しないものと する。

(理事会及び評議員会の出席日当等)

- 第4条 理事が理事会に出席したときは、別表2により日当等を支払うものとする。 ただし、常勤する理事には支払わないものとする。
 - 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により日当等を支払うものとする。
 - 3 評議員または理事が、同一日に開催された理事会または評議員会に出席したときは、前項にかかわらず、どちらか一方の日当等の支払いとする。

(理事会及び評議員会出席以外の日当等)

- 第5条 理事が理事会出席以外で法人の運営のために、その業務に当たった場合は、別表3により日当等を支払うものとする。ただし、常勤する理事には支払わないものとする。
 - 2 評議員が評議員会出席以外で法人の運営のために、その業務にあたった場合は、別表3により、日当等を支払うものとする。

(監事の日当等)

- 第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により日当等を支払うものとする。 ただし、同一日に開催されたときの出席については、どちらか一方の報酬及び実費弁償 費の支払いとする。
 - 2 監事が法人の指導監査への立会い及び監査の業務に当たった場合には、別表3により日 当等を支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、旅費規程を準用し、旅費を支払 うものとする。

附 則

1 この規則は平成29年4月1日から施行する。

別表 1

常勤理事報酬 (月額)

理	事		長	275, 000 円
常	務	理	事	255, 000 円
理			事	235,000 円

役職を兼務する場合であっても、職責手当は支給しない。

別表 2

会議出席日当及び交通費実費弁償

名 称	日当及び交通費実費弁償
理事会出席日当等	5,000円
評議員会出席日当等	5,000円

別表 3

業務日当及び交通費実費弁償(1日当り)

名 称	日当及び交通費実費弁償
理事·評議員業務日当等	5,000円
監事監査指導日当等	専門資格者 15,000 円 学職経験者 10,000 円